

資料 1

(取扱注意)

10／7森生田副長官ご発言概要

- 再興戦略改訂2015の要件は承知している。問題は、「既存の大学・学部では対応が困難な場合」という要件について、例えば伝染病研究を構想にした場合、既存の大学が「うちの大学でもできますよ」と言われると困難になる。
- 四国には獣医学部がないので、その点では必要性に説明がつくのか。(感染症も、一義的には県や国による対応であるとの獣医師会の反論を説明。)
- 平成30年4月は早い。無理だと思う。要するに、加計学園が誰も文句が言えないような良い提案ができるかどうかだな。構想をブラッシュアップしないといけない。
- 学校ありきでやっているという誤解を招くので、無理をしない方がいい。
- 福岡6区補選選挙(10月23日)が終わってからではないか。
- 文科省だけで、この案件をこなすことは難しいということはよくわかる。獣医師会や農水関係議員との関係でも、農水省などの協力が必要。
- 私の方で整理しよう。

平成29年7月10日 参議院文教科学委員会、内閣委員会連合審査会

民進党・新緑風会 櫻井 充

出展：「民進党加計学園疑惑調査チーム」提供資料より櫻井充事務所作成

資料 2

10/21萩生田副長官ご発言概要

平成29年6月20日
文部科学省提出資料

- (11月にも国家戦略特区諮問会議で獣医学部新設を含む規制改革事項の決定がなされる可能性をお伝えし、)そう聞いている。
- 内閣府や和泉総理補佐官と話した。(和泉補佐官が)農水省とも話し、以下3点で、畜産やペットの獣医師養成とは差別化できると判断した。
 - ①ライフサイエンスの観点で、ハイレベルな伝染病実験ができる研究施設を備えること。また、国際機関(国際獣疫事務局(OIE)?)が四国に設置することを評価している、と聞いたので、その評価していることを示すものをしてもらおうと思っている。
 - ②既存大学を上回る教授数(72名)とカリキュラムの中身を増やすこと。また、愛媛大学の応用生物化学と連携すること。
 - ③四国は水産業が盛んであるので、魚病に特化した研究を行うとのこと。
- 一方で、愛媛県は、ハイレベルな獣医師を養成されてもうれしくない、既存の獣医師も育成してほしい、と言っているので、2層構造にする。
- 和泉補佐官からは、農水省は了解しているのに、文科省だけが怖じ気づいている、何が問題なのか整理してよく話を聞いてほしい、と言われた。官邸は絶対やると言っている。
- 総理は「平成30年4月開学」とおしりを切っていた。工期は24ヶ月である。今年11月には方針を決めたいとのことだった。
- そうなると平成29年3月に設置申請をする必要がある。「ハイレベルな教授陣」とはどういう人がいるのか、普通の獣医師しか育成できませんでした、となると問題。特区でやるべきと納得されるような光るものでないと。できなかつたではすまない。ただ、そこは自信ありそうだった。
- 何が問題なのか、書き出して欲しい。その上で、渡邊加計学園事務局長を浅野課長のところにいかせる。
- 農水省が獣医師会押さえないとね。

資料 3

送信元： [REDACTED]/文部科学省
宛先： [REDACTED]/文部科学省
Cc： [REDACTED]/文部科学省@MEXT, [REDACTED]/文部科学省, [REDACTED]/文部科学省@MEXT, [REDACTED]/文部科学省@MEXT, [REDACTED]/文部科学省@MEXT, [REDACTED]/文部科学省@MEXT, [REDACTED]/文部科学省@MEXT, [REDACTED]/文部科学省@MEXT, [REDACTED]/文部科学省@MEXT
日付： 2016/11/08 11:59
件名： 【情報共有・追加あれば】本日加計学園に伝達する事項ペーパー

設置室、私学部 御中 ← 高等教育局専門教育課 [REDACTED] ([REDACTED])

先日加計学園から構想の現状を聴取したことについて、
昨日、大臣及び局長より、加計学園からに対して、文科省としては
現時点の構想では不十分だと考えている旨早急に厳しく伝えるべき、
というご指示がありました。
(局長からは先ほども、早く連絡して、絶対今日中、と言われたところです)

そこで、私から先方の事務局長に添付内容をお伝えしようと思っておりますところ、
追加で指摘すべき事項や修正があれば、本日 13 時半までに教えてください。
14 時に先方から電話が来る予定です。

大臣レク 8 まいものの懸案事項を引く形で作成しております。



2016年11月8日
の伝達事項

よろしく御願いいたします。

資料 4

加計学園への伝達事項

- 先日、ご説明いただいた構想につき、文部科学省として懸念している事項をお伝えする。
- まず、公務員獣医師養成や人獣共通感染症研究、医学部との連携などは既存の獣医学部でも取り組まれており、日本再興戦略改訂2015との関係で、「既存の獣医師養成でない構想を具体化」や「既存の大学・学部では対応が困難な場合」という観点から、差別化できるよう、よく検討していただきたい。(表現ぶりの工夫が必要。その際、ハードルを上げすぎないように注意)
- 「国際教育拠点」を形成する旨区域方針に書かれているが、先日のご説明では国際性の特色を出す具体的な取組が十分に示されていなかつたので、再検討いただきたい。
- 需要について、先日の説明資料では、公務員獣医師の需要にしか言及がなかったが、毎年定員160名の学生の輩出に見合う応用ライフサイエンス研究者等、獣医高度臨床医の具体的需要も説明が必要であり、ご準備いただきたい。
- 獣医学部のない四国へ設置することにより、公務員獣医師の確保や地域の防疫・危機管理拠点を形成するとのことであるが、既存16大学では自地域内入学率・就職率ともに低いことから、四国における「具体的な需要」と、地元定着・活用のための具体策も検討が必要である。
- 設置申請に向けて、必要な教員確保や施設整備、資金計画など、万全な準備を行っていただきたい。特に資金については、確保できる額によって、構想の内容も変わってくると考える。確保できる資金と「既存の獣医師養成でない構想」の実現との関係で、十分な検討を行っていただきたい。

○ 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置

(既存の大学・学部では対応が困難な獣医師養成の構想が具体化)
 人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応可能とするため、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から、現在、獣医師系養成大学等のない地域における獣医学部の新設を可能とする認めるため、関係制度の改正を直ちに行う。

【修正理由】

原案では、原案を含む構想を提案する大学はすべて新設可能となるため、日本再興戦略改訂2015の趣旨を踏まえ、特定事業者に求められる要件を明確化する必要があるため。

※上記の修正案は、以下の対応がなされることを前提したものであり、内閣府において関係省庁と調整いただきたい。

- (1)告示の改正後、公募前までの間に、内閣府、文部科学省、農林水産省、厚生労働省において、特定事業者に求められる要件について定め、公表すること。
- (2)獣医師の需給を所管する農林水産省及び厚生労働省において、今後の獣医師の需要の動向を明らかにした上で、それに照らして今治市の構想が適切であることを示すとともに、当該決定に記載の「獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要」を踏まえ、新設可能な獣医学部の規模を示すこと。
- (3)早期の獣医学部新設を円滑に進めるためには、日本獣医師会等の関係者の十分な理解と協力が得られるよう、農林水産省及び厚生労働省において、責任を持って意見調整を行うこと。

資料 6

差出人: [REDACTED]@cao.go.jp
送信日時: 2016年11月1日火曜日 14:51
宛先: [REDACTED]
件名: [内々に共有]獣医学部のWGについて
添付ファイル: (農水省)登録用紙.xlsx; [議事概要]20161101文科省ヒア(獣医学部新設).docx; 20161101F審議官修正指示後.pdf

行革室 [REDACTED]様 ← 内閣府 [REDACTED]

お疲れ様です。

標記の件、内々に共有します。

まず、10:45に文科省と藤原審議官の間で内々に事務打合せがあり、佐藤参事官と私も同席しましたが、修正案（添付の手書き前の状態）について、日本語の観点の修正や、冒頭の「既存の～」については、文科省の方で根拠を立証できないと、記載するのは難しいのではないか、と指摘あり。

修正案の前提については、

- (1) →了承。
- (2) →文科省と農水省で要相談。
- (3) →同上。

という状況です。

打合せの後の原委員とのWGについては、添付概要の通りとなります。

（修正文案途中なことを踏まえた上で、あくまで情報共有のためのWGといった体です）

その後、藤原審議官から再度文科省とのみ打合せ依頼がありましたので、そのまま別室で打合せして、添付PDFの文案（手書き部分）で直すように指示がありました。指示は藤原審議官曰く、官邸の萩生田副長官からあったようです。

現在、専門教育課は修正の通りに文章を修正し、15:00から文科大臣レクの模様です。一応、レク後の修正文案を内閣府に報告するようにすることです。

（浅野課長の感触では、文科省としてはこれでOKだと思うとのこと。）

【農水省の対応状況】（※農水省上に内々に確認しただけなので、厳密）

- ・本日のWG対応者は添付の通り。
- ・獣医師の需給については農水省で全体の把握はしているものの、新しい分野でのニーズ調査とは行っていないので、よくわからない。
- ・1校に限るかどうかについては、特にコメントなし。

平成29年7月10日 参議院文教科学委員会、内閣委員会連合審査会

民進党・新緑風会 櫻井 充 出展：文部科学省追加調査資料より櫻井充事務所作成

(別に何校でもいいのでは、という趣旨のコメントがあったそうです)

以上です。

内閣府 地方創生推進事務局

(近畿圏地方連絡室)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39

永田町合同庁舎 6 階

TEL: 03-5510-2468 (直通)

FAX: 03-3591-1973

E-mail: [REDACTED]@cao.go.jp

平成29年7月10日 参議院文教科学委員会、内閣委員会連合審査会

民進党・新緑風会 櫻井 充

出展: 文部科学省追加調査資料より櫻井充事務所作成

国家戦略特区における追加の規制改革事項について(案)

平成 28 年 11 月 9 日
国家戦略特別区域諮問会議

○ 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置

- ・ 人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するため、現在、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。

○ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

- ・ 農家民宿など、受入れ側の地域(着地)における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源を活かして企画・提供する「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、特区において先行して、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者試験の簡素化等に係る関係制度の改正を、年度内を目途に行う。